

京都市告示第 5 1 7号

児童福祉法（以下「法」という。）第 2 4 条の 2 8 の規定により、次のとおり法第 2 4 条の 2 6 に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和 4 年 1 月 1 2 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

一般社団法人京都府あおぞら会（代表理事 三田 昌資）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市下京区四条大宮東入る立中町 5 0 2 番地

3 事業所の名称

あおぞら四条大宮

4 事業所の所在地

京都市下京区四条大宮東入る立中町 5 0 2 番地四条ファーストビル 3 階

5 指定する事業の種類

障害児相談支援事業

6 指定年月日

令和 3 年 1 2 月 1 6 日

7 事業所番号

2 6 7 0 4 0 0 0 2 3

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）